

令和8年第1回加須市議会臨時会

加 須 市 議 会 議 案

令和8年5月21日招集

加 須 市

目 次

第51号議案	専決処分の承認を求めることについて…………… 1 (加須市税条例の一部を改正する条例)
第52号議案	専決処分の承認を求めることについて…………… 9 (加須市都市計画税条例の一部を改正する条例)
第53号議案	専決処分の承認を求めることについて…………… 14 (加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
第54号議案	加須市印鑑条例の一部を改正する条例…………… 19
第55号議案	工事請負契約の締結について…………… 20
第56号議案	工事請負契約の締結について…………… 21
第57号議案	工事請負契約の締結について…………… 22
第58号議案	工事請負契約の締結について…………… 23
第59号議案	工事請負契約の締結について…………… 24
第60号議案	工事請負契約の締結について…………… 25

第51号議案

専決処分の承認を求めることについて

加須市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和8年5月21日提出

加須市長 高橋 稔 裕

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、緊急に加須市税条例を改正する必要性が生じ、同年3月31日に加須市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

別紙

専決第5号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

加須市税条例の一部を改正する条例

令和8年3月31日

加須市長 角 田 守 良

加須市税条例の一部を改正する条例

加須市税条例（平成22年加須市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4

様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第

25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び同条第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化

に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれかに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及

び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の加須市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分

の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(加須市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 加須市税条例の一部を改正する条例(平成26年加須市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

第52号議案

専決処分の承認を求めることについて

加須市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和8年5月21日提出

加須市長 高橋 稔 裕

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、緊急に加須市都市計画税条例を改正する必要が生じ、同年3月31日に加須市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

別紙

専決第6号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

加須市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和8年3月31日

加須市長 角 田 守 良

加須市都市計画税条例の一部を改正する条例

加須市都市計画税条例（平成22年加須市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第10項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第11項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第12項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第25項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第26項とする。

附則第24項中「附則第14項及び第16項」を「附則第15項及び第17項」に、「附則第14項及び第17項」を「附則第15項及び第18項」に、「附則第15項、第17項及び第18項」を「附則第16項、第18項及び第19項」に、「附則第17項から第19項まで」を「附則第18項から第20項まで」に、「附則第19項」を「附則第20項」に、「附則第20項から第22項まで」を「附則第21項から第23項まで」に、「附則第21項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第25項とする。

附則第23項を附則第24項とし、附則第19項から第22項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第18項中「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第

19項とする。

附則第17項中「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第13項を附則第14項とし、附則第12項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

13 法附則第15条の11第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の加須市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

第53号議案

専決処分の承認を求めることについて

加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和8年5月21日提出

加須市長 高橋 稔 裕

提 案 理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、緊急に加須市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同年3月31日に加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

別紙

専決第7号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和8年3月31日

加須市長 角 田 守 良

加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加須市国民健康保険税条例（平成22年加須市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同項ただし書中「同条第37項に規定する政令で定める金額」及び「当該政令で定める金額」を「3万円」に改める。

第9条の4の見出し中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改める。

第23条第1項中「）及び」を「）、」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 1,102円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 84円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 787円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 60円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 315円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 24円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 236円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 393円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 629円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 787円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の加須市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第54号議案

加須市印鑑条例の一部を改正する条例

加須市印鑑条例（平成22年加須市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（）」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、）」に改め、「、個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加え、同条第4項中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード、特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

令和8年5月21日提出

加須市長 高橋 稔 裕

提 案 理 由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、特定在留カード等の運用が開始されるため、当該特定在留カード等を利用して印鑑登録証明書の交付申請をできることとしたいので、この案を提出するものであります。

第55号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 加須市立高柳小学校校舎長寿命化改良工事（3工区）
- 2 施工場所 加須市上高柳889番地
- 3 履行期限 令和9年2月26日
- 4 請負金額 3億2,967万円
- 5 請負業者 埼玉県加須市南篠崎2400番地2
株式会社NB建設北関東
代表取締役 小 沢 直 己

令和8年5月21日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

加須市立高柳小学校校舎長寿命化改良工事（3工区）の請負契約を締結したので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

第56号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 加須市立高柳小学校校舎長寿命化改良工事（1工区）
- 2 施工場所 加須市上高柳889番地
- 3 履行期限 令和9年2月26日
- 4 請負金額 3億2,560万円
- 5 請負業者 埼玉県加須市騎西22番地2フレグランス205
丸和工業株式会社 加須支店
支店長 鎗 田 光 輝

令和8年5月21日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

加須市立高柳小学校校舎長寿命化改良工事（1工区）の請負契約を締結したので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

第57号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 加須市立高柳小学校校舎長寿命化改良工事（2工区）
- 2 施工場所 加須市上高柳889番地
- 3 履行期限 令和9年2月26日
- 4 請負金額 2億7,610万円
- 5 請負業者 埼玉県加須市中央一丁目14番地17
株式会社千葉工務店
代表取締役 千葉 匠 一 郎

令和8年5月21日提出

加須市長 高橋 稔 裕

提 案 理 由

加須市立高柳小学校校舎長寿命化改良工事（2工区）の請負契約を締結したので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

第58号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 加須市立高柳小学校校舎長寿命化改良工事（4工区）
- 2 施工場所 加須市上高柳889番地
- 3 履行期限 令和9年2月26日
- 4 請負金額 1億5,829万円
- 5 請負業者 埼玉県加須市東栄二丁目8番地17
株式会社久保田建設
代表取締役 久 保 田 宏 宗

令和8年5月21日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

加須市立高柳小学校校舎長寿命化改良工事（4工区）の請負契約を締結したので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

第59号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 加須市立高柳小学校校舎長寿命化改良電気設備工事
- 2 施工場所 加須市上高柳889番地
- 3 履行期限 令和9年2月26日
- 4 請負金額 1億9,745万円
- 5 請負業者 埼玉県加須市不動岡三丁目46番地6
株式会社イトラスト埼玉 加須支店
支店長 橋 本 克 巳

令和8年5月21日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

加須市立高柳小学校校舎長寿命化改良電気設備工事の請負契約を締結したいので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

第60号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 加須市立高柳小学校校舎長寿命化改良機械設備工事
- 2 施工場所 加須市上高柳889番地
- 3 履行期限 令和9年2月26日
- 4 請負金額 1億5,059万円
- 5 請負業者 埼玉県加須市北小浜745番4
株式会社加藤工業
代表取締役 加 藤 敏 夫

令和8年5月21日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

加須市立高柳小学校校舎長寿命化改良機械設備工事の請負契約を締結したいので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。